

第1回安城市障害者福祉計画策定委員会 議事要旨

日 時	令和7年9月30日(火) 午後1時30分から3時まで	
場 所	安城市役所本庁舎3階 第10会議室	
出席者	委 員	神谷明文委員、神谷京三郎委員、飯島徳哲委員、平河太郎委員、池田真悟委員、大久保みどり委員、新美萌子委員、都築光男委員、稲垣秀夫委員、釜口紀子委員、原恵美子委員、藪内敏彦委員、小川正人委員、谷川祐司委員、蜂谷安希子委員
	助言者	青木聖久助言者
欠 席 者	岡本雅彦委員、大見満宏委員	

(事務局)

本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。それでは、定刻となりましたのでただいまから第1回安城市障害者福祉計画策定委員会を開催します。

本日の資料の確認です。事前に送付しました資料は、次第、委員名簿、資料2-1「安城市障害者福祉計画策定概要について」、資料1-2「アンケート調査の概要について」、資料2-1から2-4「安城市の福祉に関するアンケート調査ご協力のお願い」、資料3「アンケート(案)に対する共生のまち部会等からの意見」となっています。本日お持ちでない方は挙手でお知らせください。

次に本日の会議は、公開実施とし、議事録につきましても要旨を後日、市公式WEBサイトで公表させていただきますのであらかじめご了承ください。

開催にあたり、安城市長からご挨拶申し上げます。

1 市長あいさつ

(安城市長)

皆様こんにちは。ご多忙の中、第1回安城市障害者福祉計画策定委員会にお越しいいただき誠にありがとうございます。

さて、安城市におきましては、地域全体が障害のある方と障害特性について理解を含め相互に個性の差異と多様性を尊重しながら地域で共に幸せに暮らせる社会の実現を目指しています。その一環として令和3年度から令和8年度までを計画期間とした安城市障害者福祉計画を策定し、施策を進めてきました。この間、様々な法令等の改正が行われました。特に令和6年

4月から施行されました「改正障害者差別解消法」では、事業者に対して障害のある方への合理的配慮の提供が義務付けられました。これにより、障害のある方々が直面する障壁を取り除くための社会環境の整備が進められています。また、昨年のパリオリンピック・パラリンピックを通じてパラスポーツへの関心が高まり、障害のある方々への理解が一層深まったのではないかと思います。

しかしながら、本市においては精神障害や重度の障害がある方が増加傾向にあります。こうした状況を踏まえて改めて障害のある方を取り巻く環境や課題を整理しニーズに応じた多様な施策を展開する必要があります。そのため今年度と来年度の2か年をかけて次期障害者福祉計画を策定します。今年度は、アンケートによる基本調査を実施し、来年度に計画本編を策定する予定です。この計画が障害者福祉のさらなる推進に寄与するよう、委員の皆様方にはそれぞれの立場から貴重なご意見をお寄せいただきますようお願い申し上げます。

以上、会議にあたっての挨拶とします。

〔一同拍手〕

（事務局）

次に辞令の交付を行います。

2 辞令の交付

（事務局）

任期は令和7年9月30日から令和9年3月31日までとなっています。委員の皆様を代表して公募市民の谷川委員にお渡しいたします。谷川委員、前の方までご移動ください。

〔安城市長から谷川委員へ委嘱〕

〔一同拍手〕

（事務局）

ありがとうございます。それでは席にお戻りください。委員の皆様にはそれぞれ席に委嘱状を配付しています。

続きまして、委員の皆様を紹介いたします。

3 委員の紹介

〔事務局より各委員及び計画策定助言者を紹介〕

（事務局）

本日は、岡本委員、大見委員から事前に欠席の連絡をいただいています。
最後に事務局の紹介をいたします。

〔事務局自己紹介〕

（事務局）

委員の皆様、今後ともよろしくお願いいたします。
また、本日は本計画策定業務の受託業者が同席しておりますのでご承知
おきください。
続きまして、次第4「委員長の選出と副委員長の指名」に移ります。

4 委員長の選出と副委員長の指名

（事務局）

本日は第1回目の委員会となるため、委員長の選出を行います。安城市障害者福祉計画策定委員会規則第3条第2項の規定により、委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員長の指名により定めることとされています。なお、選出の手続きにつきましては、特段の規定はありませんが、委員長についていかがでしょうか。

（小川委員）

社会福祉協議会の神谷明文委員を推薦します。

（事務局）

ただいま、社会福祉協議会神谷明文委員を推薦するとの意見がありましたが、ご異議はありませんでしょうか。

〔一同異議なし〕

（事務局）

それでは、神谷明文委員に委員長をお願いいたします。委員長からご挨拶

をお願いします。

（神谷委員長）

ご選任いただきありがとうございます。

本計画は、障害者基本法、障害者総合支援法、児童福祉法に基づきそれぞれの計画を策定することとなっており、本市ではこれらを総合して「安城市障害者福祉計画」としています。これらの法律の目的は、障害のある方の自己実現に向けた環境整備にあると考えています。

本日お集まりの皆様には、ぜひ活発なご意見をいただきますようよろしくお願いいたします。

〔一同拍手〕

（事務局）

続いて、委員長から副委員長の指名をお願いします。

（神谷委員長）

町内会連絡協議会副会長の神谷京三郎委員を指名します。

（事務局）

それでは、町内会連絡協議会副会長の神谷京三郎委員に副委員長をお願いいたします。

（神谷副委員長）

よろしくお願いいたします。

〔一同拍手〕

（事務局）

続きまして、市長から神谷委員長へ障害者福祉計画の諮問を行います。

5 市長諮問

〔安城市長から神谷委員長へ諮問〕

（事務局）

諮問文につきましては、写しを各委員席に配布しています。

なお、市長は次の公務がありますので退席いたします。

それでは、次第6「議題」に移ります。以降の進行は神谷委員長にお願いします。

6 議題

（神谷委員長）

それでは、「(1)安城市障害者福祉計画策定概要について」事務局から説明をお願いします。

（事務局）

〔資料1-1に基づき説明〕

（神谷委員長）

ただいまの説明について、ご質問・ご意見ございましたらお願いいたします。

（蜂谷委員）

アンケート調査について、配布されること自体に抵抗感を持ちました。質問の内容が誘導的であると感じ、回答することで当事者がさらし者にされる可能性があることを懸念しています。また、私は障害がある方、障害者という表現も抵抗があり、指定身体者という表現をしています。指定身体者がこのようなアンケートに答えることは難しく、読むことや書くことが負担になります。アンケート調査実施の意義についても疑問で、調査内容は当事者感覚がないまま作られた内容であると感じます。また、一般市民に同様のアンケートを求めることで指定身体者へ怒りや憎しみが向かうことを懸念しており、根本的に実施すべきではないと考えます。

（神谷委員長）

アンケートは、障害のある方や障害のない方を含め、市民の皆様の意見を伺うためのものです。アンケートの必要性についてのご意見ですが、他の委員または事務局からご意見はありますか。

（事務局）

アンケートは、障害のある人の困りごとや現状把握のため必要なものであると認識しており、実施させていただきたいと考えております。

（蜂谷委員）

市民の意見であれば、真っ白な紙に意見を書いてもらう方が良いと思います。

（藪内委員）

2006年に障害者権利条約ができた際、当事者の意見を聞くことが必要だという話がありました。今回もそのように当事者の意見を聞いてつくってほしいと思います。

（神谷委員長）

アンケートを取るにしても当事者の意見を聞いてからとるべきだということですね。

他にご意見はいかがでしょうか。

蜂谷委員のアンケートを取ることを根本的に考え直すべきだという意見に対して事務局からご意見はありますか。

（事務局）

アンケートは、障害のある方のアンケートと一般の方を無作為で抽出して行うアンケートを行う予定です。障害のある方へのアンケートでは、現在の困りごとや考えをお聞きするものです。一般の方へのアンケート調査は、6年に1回行っています。批判的な意見を持つ方もいらっしゃるかもしれませんが、そうではない方もいます。

また、アンケートについては、実施する方針で進めたいと考えています。計画を策定する上で市役所だけの判断で施策を推進するわけにはいきません。当事者の方を含めて意見を聞きながら進めたいと考えています。さらに、アンケートについては、自立支援協議会の中の組織である「とうじしゃグループ」から当事者としてのご意見もお聞きしました。項目に関するご意見はありましたが、アンケートを行うべきではない、というご意見はありませんでした。

（蜂谷委員）

私は、当事者の代表として出席し、私以外の当事者がこれ以上悲しい思いをしないように守りたいと考えています。その視点からアンケートをやめてほしいと思います。

（神谷副委員長）

私は町内会長で福祉委員会に属していますが、これまで言われたような障害者への差別は感じたことはありません。また新たな意見を聞くのは大事だと思います。蜂谷委員のおっしゃる通りアンケートに対するネガティブな意見はあるかもしれませんが、そこも含めて知っていく必要があると思います。

（青木助言者）

私は当事者ではありませんが、精神障害のある仲間が多くいます。いくつか紹介させてください。

私が大学に来た理由は、20 年前に普及啓発をしたいと思ったからです。24 年前に大阪府池田市で児童殺傷がありました。同時期に小規模作業所を地域に設立しました。その作業所の1人は、「自分たちの周りであんなこととするやつはいない。この事件をきっかけにまた白い目でみられる。」とつらい気持ちをこぼしていました。そこで私はこのことを伝えたいと思って大学にきました。大学で人に伝えていく中で、多くの根拠となる情報を調べました。例えば、精神障害に関して、5人に1人は生涯において精神疾患を持つということがわかりました。5人中4人は身近な家族ということです。実は、言わないだけで身内に精神疾患を持つ人はいます。そして、私の仲間の障害者団体は自分たちの声を届けたいからアンケート調査を多く取ります。

また、精神疾患になってから 10 年間ずっと地域と関わらず一度も家から出なかった方がいました。新聞で私たちが作った作業所を知り、見に行ってもいいかと打診がありました。最終的に工賃を得られるほど通所されました。ところがある時、その方は駅のホームで急に「やめろ!」と大きい声で発言しました。原因は「飛び込め」という幻聴が聞こえていることでした。そのようなことを周囲は誰もわかりません。彼は、これまでずっと一人で抱え込んでいましたが、作業所で人とのつながりを持つことで社会とつながることが大事だと行動しました。何が言いたいかというと、当事者の方は色々な意見を持っている人がいて、市民の声を聞きたい方もいるということです。計画においても、市民の声を聞かずして進めることはできないと考えます。

（蜂谷委員）

アンケートをすることで、指定身体者の未来に大きな希望をもたらすと確信を持って言えますか。なぜアンケートをやめることができないのでしょうか。

（神谷委員長）

アンケートを取ることでかえって指定身体者への憎しみを増す結果になり指定身体者を苦しめるため、アンケートは取らない方がいいという蜂谷委員の意見について賛成の方、反対の方がいらっしゃいましたらご意見をお願いします。

（飯島委員）

時間があれば、アンケートの実施の可否について他の当事者の意見を聞いた上で進めるとよいのではないのでしょうか。

(蜂谷委員)

私は当事者代表として会議に出席しているので、当事者の意見として聞いていただきたいと思います。

世の中には守られている指定身体者の方と、そうではない方と2種類いると思っており、私が助けたいのは守られずに路上で倒れていたり、自害をしてしまったりする方です。このアンケートは、福祉を受けられ守られている指定身体者のためのものです。そうではない方のために、このアンケートをやめていただきたいと思います。

(神谷委員長)

今回の委員会をどのように運営してくか事務局と相談しますので、10分ほど休憩をとります。

〔休憩〕

(神谷委員長)

それでは再開します。蜂谷委員のご意見を踏まえて私から提案があります。当事者の方にアンケートを取るという計画策定手法がかえって障害のある方の福祉につながらないというご意見に対して、他の障害のある方のご意見を集めたいと思いますがいかがでしょうか。

(蜂谷委員)

このアンケートでは、脳神経(精神障害のある人)の意見や気持ちは把握できません。ですが、脳神経の方は自害率が高く、普通身体者(障害者手帳のない人)からの悪意を受けやすいです。脳神経の方を守るためにもやめていただきたいと思います。

(神谷委員長)

谷川委員の意見を聞きたいと思いますが、谷川委員いかがでしょうか。

(谷川委員)

当事者としては、蜂谷委員の気持ちはよく分かります。ただ、こういったアンケートがないと私には困りごとや課題を伝える機会がないということと、無記名で個人が特定されるわけではないということを踏まえて、一当事者として気軽に回答しようと考えています。

(神谷委員長)

数内委員いかがでしょうか。

（数内委員）

精神疾患関係の団体の会長として、本当に当事者のことを理解している人はいないと感じています。当事者じゃないとわからないというところがあります。

（蜂谷委員）

せめて脳神経の方に絞っていただきたいです。脳神経以外の指定身体者の方が多数になると多数決で負けてしまうので、より深刻な脳神経の方に関して意見を聞いてほしいと思います。

（神谷委員長）

それでは、採決を行います。精神障害のある方を中心に当事者に対して、アンケートを実施する方法が良いかどうか意見を聞いて進めることに賛同の方は挙手をお願いします。

〔挙手多数〕

（神谷委員長）

挙手多数ということで、事務局から、精神障害の人に意見をお聞きすることとし、本日の委員会は終了します。事務局にお返しします。

（事務局）

ありがとうございます。

ここで本委員会の助言者である青木教授よりご感想をいただきます。

（青木助言者）

本日は色々な意見が聴けて良かったです。私は本日、「安城市に住んでいてよかった」ということに寄与したいと考えこの委員会に出席しました。

本日、蜂谷委員の意見を踏まえて、知ることが重要だと思いました。合理的配慮が義務付けられ、精神や発達障害のある方への配慮も多くみられます。見通しを付ける、適度な休憩を取る、話しかけやすい雰囲気を作る、など。最近ではヘルプカードも多く見ます。また、エスカレーターの片側通行について、障害のある方は右左関係ありません。例えば、右半身麻痺の人は、左側しか乗れないんです。それらを知れば次に伝える必要があります。

もう1点、異質と共通という話があります。こういった集団で話し合う場においては同じ価値観ばかりではいけません。違う立場が集まると共通していることに目が行きます。本委員会の皆様の共通意識は、安城市が住みやすいま

ちになることです。安城市役所のためにやっているわけではなく、引いては自分のためにやっているということを再確認しながら、生きた障害者福祉計画につながれればと考えます。

（事務局）

それでは、次第7「その他」について事務局から説明します。

7 その他

（事務局）

次回の策定委員会について、委員長からご提案があったとおり、今後のアンケート調査について当事者に意見を伺ったのち、開催したいと考えています。日程は改めて通知いたします。

（事務局）

その他はよろしいでしょうか。

それでは、第1回安城市障害者福祉計画策定員会を終了します。本日は誠にありがとうございました。